

## 2009年衆議院総選挙の違憲状態をまねいた「1人別枠方式」の廃止を求める会長声明

2011年3月23日、最高裁判所大法廷は、2009年8月30日に施行された第45回衆議院総選挙のうちの小選挙区選出議員選挙に関し提起された選挙無効確認請求訴訟について、選挙区間の投票価値の較差が2倍以上となっており、それ自体、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたとの判断を示した。同判決は、この投票価値の較差の主要な要因が各都道府県に1議席を配分したうえで残りを人口比で割り振るいわゆる「1人別枠方式」であると認め、この方式は遅くとも当該選挙時においては、その立法時の合理性が失われたにもかかわらず投票価値の平等と相容れない作用を及ぼすものであるとした。この最高裁判所大法廷の判断は、投票価値の平等を最大限重視したものであり、評価に値するものである。

しかしながら、同判決は、憲法上要求される合理的期間内に是正がなかったものということとはできないとして、できるだけ速やかに「1人別枠方式」を廃止する立法措置を講ずる必要があるとするに留まった。原審大阪高等裁所の判決は、衆議院議員選挙の小選挙区大阪府第9選挙区の選挙の違法を宣言していた。また今回の最高裁判所大法廷の判決に付せられた田原睦夫裁判官の反対意見は、区割規定が憲法14条1項に違反し、違憲であり、選挙の違法を宣言すべきものとしている。また、宮川光治裁判官も憲法適合性の審査における判断を現実への配慮によって後退させることには賛成できないと述べている。

選挙権は、民主主義の根幹を構成する重要な権利である。一票の実質的価値に明らかな差異が生じることを許容するならば、有権者の意思を公平かつ合理的に立法府に反映させるための平等選挙制度の機能は著しく阻害されることになる。

当会は、かかる投票価値の平等の保障の重要性に鑑み、国に対し、直ちに、同判決が指摘する衆議院議員選挙区画定審議会設置法第3条2項が定める「1人別枠方式」を廃止することを求めるとともに、同法第3条1項に従って衆議院議員選挙区画定審議会に選挙区別議員1人当たりの人口数が1対2を超えないよう、選挙区割りの見直しに着手するよう、強く求めるものである。

2011年（平成23年）3月24日

大阪弁護士会

会 長 金 子 武 嗣